平成２３年（フ）第１８６２号
北海道千歳市信濃３丁目28番５―101号
債務者　中島　宣雄
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８８３号
札幌市手稲区曙１条１丁目５番30号　ラ・セーヌ手稲北101号
債務者　眼崎　清美
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８８８号
札幌市豊平区美園９条２丁目６番２号　ハイツ糸魚川202号
債務者　横地香代子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８９７号
札幌市白石区栄通19丁目11番49号　アカシアビルＧ号
債務者　福田祐三子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９１０号
札幌市豊平区平岸３条５丁目１番３―103号
債務者　岸田きよみ
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９８５号
札幌市南区藤野３条６丁目５番５号、住民票上の住所札幌市南区真駒内254番地204
債務者　淡路　靖子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９９０号
札幌市白石区南郷通11丁目南２番６―102号
債務者　菊池　亘史
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２００９号
札幌市西区二十四軒３条５丁目６番４―202号
債務者　山崎のぶ江（旧姓貝澤）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０９８号
札幌市豊平区月寒東５条７丁目５番16号　フロンティア57―310号
債務者　庄司　史恵
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５号
新潟県三条市嘉坪川２丁目３番14号、前住所新潟県燕市吉田東栄町33番15号
債務者　井塚　秀雄
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４６号
新潟県三条市嘉坪川２丁目３番14号、前住所新潟県燕市吉田東栄町33番15号
債務者　井塚ケイ子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４７号
新潟県三条市嘉坪川２丁目３番14号、前住所新潟県燕市吉田東栄町33番15号
債務者　井塚　　暁
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３２０号
静岡県伊東市玖須美元和田717番地の28
債務者　菊地　惠子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８５３号
高知市高須３丁目12番37号、申立時の住所高知市高須３丁目４番19号　ファミール戸田Ｂ―101号
債務者　前田　琴音
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０９号
高知市役知町23番１号　葉山マンション302号
債務者　元島明日香
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１０号
高知市役知町23番１号　葉山マンション302号
債務者　元島　　修
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係